

○佐賀市景観条例

平成23年10月6日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 景観計画（第8条・第9条）

第3章 景観法の施行に関する事項等（第10条—第16条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条—第20条）

第5章 表彰及び助成（第21条・第22条）

第6章 佐賀市景観審議会等（第23条・第24条）

第7章 雑則（第25条）

附則

佐賀のまちは、北部の脊振山系、それを源流とする嘉瀬川水系、広大な田園や有明海、そして、情緒豊かなたたずまいの城下町と市街地などが一体となり、多様で魅力あるまちを創り出している。

私たち市民は、この佐賀の自然、歴史、文化等を活かし、より美しく、より快適な個性あるまちを目指し、さらに、自らが住み、働き、憩う、そして、人間味のある夢のふくらむまちが育つことを願ってやまない。

私たち一人ひとりが、郷土に対する誇りと愛着を持ち、市民にとってかけがえのない共有の財産である佐賀のまちの景観を、守り、育て、創り、自らの手で魅力あるまちを形成していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他本市の景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化等を活かし、市民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観の形成 良好な景観を保全し、育成し、及び創出することをいう。

(2) 広告物 屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物及び広告物以外のもので規則に定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、景観の形成に関する調査、研究等を行うとともに、景観の形成に関する情報の提供に努めなければならない。

5 市は、景観の形成に関する市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、景観の形成に関する理解を深め、積極的に景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、積極的に景観の形成に貢献するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観の形成の推進)

第6条 市、市民及び事業者は、相互に又は全体として連携し、及び協働して景観の形成の推進を図るものとする。

(国等に対する要請)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、景観の形成を総合的に推進するため、景観計画を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更又は廃止について準用する。

(景観形成地区)

第9条 市長は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成地区を指定するときは、景観計画において、当該地区ごとに、法第8条第2項第2号に掲げる事項、同条第3項に規定する方針その他景観の形成に必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該地区の住民その他利害関係者の意見を聴くとともに、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(平24条例8・一部改正)

第3章 景観法の施行に関する事項等

(届出を要する行為等)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観形成地区内における次に掲げる行為とする。

(1) 土石の採取その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

2 法第16条第1項及び第2項に規定する届出に関し必要な事項(届出に必要な図書を含む。)は、規則で定める。

(届出等を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 景観計画区域(景観形成地区を除く。)内において、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、次に掲げる建築物又は工作物(増築又は改築により次のいずれにも該当しなくなるものを除く。)に係る建築等又は建設等

ア 高さが15メートル以下若しくは地階を除く階数が3以下又は延べ面積が500平方メートル以下の建築物

イ 高さ(建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物との合計の高さ)が15メートル以下又はその敷地の用に供する土地の面積が2,0

00平方メートル以下の工作物（ウに掲げる工作物を除く。）

ウ 幅員が10メートル以下又は延長が30メートル以下の橋りょうその他これに類する工作物

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(完了届)

第12条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(勧告に係る手続)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において必要があると認めるときは、佐賀市景観審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為（同条第7項に掲げる行為を除く。）とする。

(変更命令等に係る手続)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に係る手続)

第17条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、そ

の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員）の同意を得なければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（原状回復命令等に係る手続）

第18条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準）

第19条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要であると認める措置を講ずること。

2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要であると認める措置を講ずること。

（管理に関する命令又は勧告に係る手続）

第20条 市長は、法第26条又は法第34条の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第26条又は法第34条の規定による勧告をしようとする場合におい

て必要があると認めるときは、佐賀市景観審議会の意見を聴くことができる。

第5章 表彰及び助成

(表彰)

第21条 市長は、景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げる者のほか、市長は、景観の形成に特に貢献した者を表彰することができる。

(助成)

第22条 市長は、景観の形成に特に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第6章 佐賀市景観審議会等

(佐賀市景観審議会)

第23条 本市における景観の形成の推進、屋外広告物の規制及び緑化推進等（佐賀市みどりあふれるまちづくり条例（平成20年佐賀市条例第6号）第1条に規定する緑化推進等をいう。）に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、佐賀市景観審議会を置く。

2 佐賀市景観審議会は、前項の事項について、市長に建議することができる。

3 佐賀市景観審議会の組織及び運営その他必要な事項は、規則で定める。

(令4条例26・一部改正)

(専門家の活用等)

第24条 市長は、景観の形成に関する専門的知識を有し、かつ、技術的な指導又は助言を行う専門家を活用する制度の整備その他の景観の形成に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(佐賀市都市景観条例の廃止)

- 2 佐賀市都市景観条例(平成17年佐賀市条例第186号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、旧条例の規定により届出がなされた行為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により指定している都市景観重要建築物等については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により指定している都市景観形成地区は、施行日に、この条例第9条第1項の規定により景観形成地区として指定したものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定により置かれている佐賀市都市景観審議会(以下「旧審議会」という。)は、施行日に、この条例第23条第1項の規定により置かれた佐賀市景観審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、施行日に、佐賀市景観審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

(佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 8 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例(平成17年佐賀市条例第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(佐賀市屋外広告物条例の一部改正)

- 9 佐賀市屋外広告物条例(平成19年佐賀市条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(佐賀しみどりあふれるまちづくり条例の一部改正)

- 10 佐賀しみどりあふれるまちづくり条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(令4条例26・一部改正)

附 則(平成24年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年１２月２０日条例第２６号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。